

議案第六十六号

杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年九月二十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成三年杉並区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第二条 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する

旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

日額による費用弁償を廃止する必要がある。

<p>杉並区監査委員の給与等に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>第一条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>（旅費及び費用弁償）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、監査委員（常勤の監査委員を除く。）が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として日額六千円を支給する。</p> <p>旧 条 例</p>
<p>（旅費及び費用弁償）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>新 条 例</p> <p>第二条による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p>	<p>（旅費及び費用弁償）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、監査委員（常勤の監査委員を除く。）が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として日額六千円を支給する。</p> <p>旧 条 例</p>

(費用弁償)

第五条 略

2 略

3 略

(費用弁償)

第五条 略

2 略

3 | 前項の規定にかかわらず、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として日額六千円を支給する。

4 略